

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等
の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
案要綱

1 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）による覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 次に掲げる条例について、覚せい剤取締法の一部改正による題名等の改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。
- ア 滋賀県使用料および手数料条例
 - イ 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和 52 年滋賀県条例第 40 号）
 - ウ 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 27 年滋賀県条例第 4 号）
 - エ 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 42 号）
- (2) この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第 4 条（覚せい剤取締法第 9 条第 1 項第 2 号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行することとします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新												
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(38) 省略</p> <p>(39) <u>覚せい剤取締法</u>に基づく事務手数料 別表第48に定める額</p> <p>(40)～(89) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第47 省略</p> <p>別表第48</p> <p style="text-align: center;"><u>覚せい剤取締法</u>に基づく事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく<u>覚せい剤施用機関</u>の指定の申請に対する審査の手数料</td> <td style="text-align: right;">円 1件につき 3,700</td> </tr> <tr> <td>(2) 法第3条第1項の規定に基づく<u>覚せい剤</u></td> <td style="text-align: right;">同 3,700</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1) <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤施用機関</u> の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 3,700	(2) 法第3条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤</u>	同 3,700	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(38) 省略</p> <p>(39) <u>覚醒剤取締法</u>に基づく事務手数料 別表第48に定める額</p> <p>(40)～(89) 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第47 省略</p> <p>別表第48</p> <p style="text-align: center;"><u>覚醒剤取締法</u>に基づく事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく<u>覚醒剤施用機関</u>の指定の申請に対する審査の手数料</td> <td style="text-align: right;">円 1件につき 3,700</td> </tr> <tr> <td>(2) 法第3条第1項の規定に基づく<u>覚醒剤研</u></td> <td style="text-align: right;">同 3,700</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1) <u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤施用機関</u> の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 3,700	(2) 法第3条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤研</u>	同 3,700
区分	金額												
(1) <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤施用機関</u> の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 3,700												
(2) 法第3条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤</u>	同 3,700												
区分	金額												
(1) <u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤施用機関</u> の指定の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 3,700												
(2) 法第3条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤研</u>	同 3,700												

研究者の指定の申請に対する審査の手数料	
(3) 法第4条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者または覚せい剤原料製造業者</u> の指定の申請に係る経由の手数料	同 17,600
(4) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者または覚せい剤原料製造業者</u> の指定証の再交付に係る経由の手数料	同 2,900
(5) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者または覚せい剤原料研究者</u> の指定証の再交付の手数料	同 3,000
(6) 法第30条の2の規定に基づく <u>覚せい剤原料取扱者</u> の指定の申請に対する審査の手数料	同 11,700
(7) 法第30条の2の規定に基づく <u>覚せい剤原料研究者</u> の指定の申請に対する審査の手数料	同 3,900

研究者の指定の申請に対する審査の手数料	
(3) 法第4条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者または覚醒剤原料製造業者</u> の指定の申請に係る経由の手数料	同 17,600
(4) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者または覚醒剤原料製造業者</u> の指定証の再交付に係る経由の手数料	同 2,900
(5) 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく <u>覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者または覚醒剤原料研究者</u> の指定証の再交付の手数料	同 3,000
(6) 法第30条の2の規定に基づく <u>覚醒剤原料取扱者</u> の指定の申請に対する審査の手数料	同 11,700
(7) 法第30条の2の規定に基づく <u>覚醒剤原料研究者</u> の指定の申請に対する審査の手数料	同 3,900

3

別表第49以下 省略

別表第49以下 省略

滋賀県青少年の健全育成に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第24条 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 麻薬、大麻、あへん、<u>覚せい剤または覚せい剤原料</u>の不法な使用</p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>第26条以下 省略</p>	<p>第1条～第24条 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 麻薬、大麻、あへん、<u>覚醒剤または覚醒剤原料</u>の不法な使用</p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>第26条以下 省略</p>

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤および同条第5項に規定する覚醒剤原料</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤および同条第5項に規定する覚醒剤原料</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第7条 省略 （相対的欠格事由）</p> <p>第7条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ調理師の免許を与えないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 麻薬、あへん、大麻または<u>覚せい剤</u>の中毒者</p> <p>第7条の3以下 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 （相対的欠格事由）</p> <p>第7条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ調理師の免許を与えないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 麻薬、あへん、大麻または<u>覚醒剤</u>の中毒者</p> <p>第7条の3以下 省略</p>